



第 6 章

資金・技術・能力開発支援

6.1 概要

(資金)

- 日本はこれまで、二国間ならびに多国間の枠組みを通じて様々な気候変動対策支援を実施し、途上国によるパリ協定の実施を支援してきた。
- 2015年のCOP21に際して表明した「美しい星への行動2.0」(ACE2.0)の下で、日本は2020年に官民あわせて年間約1.3兆円の途上国における気候変動対策支援の実施を行うことを表明し、2020年実績においてこのコミットメントを達成した。
- 日本が2019年から2020年の2年間で行った気候変動分野の途上国支援は、約245億ドル（そのうち公的資金は約207億ドル、民間資金は約38億ドル）に達した。また、緑の気候基金（GCF）について、日本は、初期拠出（事業期間：2015年から2018年）での15億ドルに加え、第一次増資（同：2020年から2023年）においても最大15億ドルの拠出を表明している。
- これらの実績を踏まえて、2021年以降の新たな気候資金コミットメントとして、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、菅総理（当時）が2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円規模の気候変動分野の途上国支援を実施することを表明した。さらに同年11月のCOP26では、その際、先進国全体での1,000億ドル気候資金目標の不足分を率先して補うべく、岸田総理大臣が、G7サミットで表明した6.5兆円のコミットメントに加えて、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援の用意があることを表明した。さらに、これらの資金コミットメントの一環として、COP26に際して、適応分野の支援を倍増し、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて約1.6兆円規模の適応支援を実施することを表明した。
- 今後とも日本は主要先進国として、表明済み資金コミットメントを着実に実施し、途上国の気候変動対策を力強く支援していく。

(技術開発及び移転)

- 日本は、2013年11月に公表した「攻めの地球温暖化外交戦略（ACE：Actions for Cool Earth）」に基づき環境エネルギー技術の開発（イノベーション）及び国際的な普及（アプリケーション）の先頭に立ち、世界全体での気候変動問題の解決に向けて貢献していく。
- 世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進するための国際的なプラットフォームとなることを目的とする「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」を通じ、イノベーション創出に向けた議論を深化させる。また、優れた低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築するためのイノベーションを創出するための実証事業を推進していくとともに、日本の産業界が主導する途上国への企業ミッション派遣を通じたシーズとニーズの合致によるコ・イノベーション案件を創出することによって、両国の民間企業及び自治体の連携を加速させる。加えて、途上国への革新技术の普及や効果等を共有することにより、更なるイノベーションを促進する。
- 途上国における適応策の事業化に関しては、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）等の国内の支援機関や国際開発金融機関等と連携し、民間資金の動員を含め資金の多様化を図りつつ、各国の優先分野やニーズを踏まえ、適応事業に対する支援を行う。
- 既存の低炭素及び脱炭素技術の世界への「応用“アプリケーション”」を図る観点から、200

件以上のプロジェクト実績がある二国間クレジット制度（JCM）等を通じて日本の技術の普及を加速するとともに、技術による削減効果を検証し、温室効果ガスの更なる排出削減・吸収と新たな成長を同時に実現している。

（能力開発）

- 途上国における気候変動対策と持続可能な開発を進めるため、我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働し、イノベーションを起こしていく“Co-innovation（コ・イノベーション）”を推進し、世界全体の温室効果ガスの排出削減に貢献していく。我が国と途上国が連携してコ・イノベーションを創出していくために、民間企業や自治体を巻き込みつつ、各国のニーズと我が国の民間企業及び自治体がある技術・ノウハウのシーズを擦り合わせてソリューションを見出す具体的なプロジェクトの形成を推進する。
- 適応分野の能力開発支援については、産官学一体となってこれまでに得られた最先端の技術・ノウハウを集約し、これらを提供することによって、気候リスク情報の整備やリスク評価手法の確立、適応計画の策定を支援していく。
- 緩和分野の能力開発支援については、各国が削減目標を達成するための具体的な計画の策定や対策の特定、計画の進捗評価等について、我が国の経験・ノウハウを活用し、JICA、国立環境研究所等と連携し、能力開発等の支援を行う。
- 透明性分野の能力開発支援については、我が国と途上国、国際機関が参画する「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（Partnership to Strengthen Transparency for co-Innovation: PaSTI）」を通じた削減目標達成に必要な制度の構築や組織体制の整備、アジア地域諸国の温室効果ガスインベントリの精度向上と地域の協力関係の促進を目的とした「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia（WGIA）」の開催等を実施している。

6.2 はじめに

2021年のCOP26における合意にてパリ協定の実施指針（ルールブック）が完成し、世界はパリ協定を着実に実施すべき段階に入った。一方で同年から2022年初頭にかけてIPCC第6次評価報告書が順次公表され、第3作業部会報告書ではCOP26より前に発表されたNDCsの実施に関連する2030年の世界全体のGHG排出量では、21世紀中に温暖化が1.5℃を超える可能性が高いとの見通しが示され、パリ協定の1.5℃目標の実現に向けた、先進国だけでなく途上国も含めた世界全体での温室効果ガス排出削減の一層の取組が喫緊の課題となっている。また、同第2作業部会報告書において、人為起源の気候変動は広範囲にわたる悪影響を引き起こしており、最も脆弱な人々とシステムが不均衡に影響を受けていると見受けられることや、地球温暖化を1.5℃付近に抑えるような短期的な対策は、気候変動に関連する損失と損害を大幅に低減させるだろうが、それら全てを無くすることはできないという見解を示しており、適応支援のニーズが以前にも増して高まっている。このような気候変動を巡る国際社会の潮流を踏まえて、日本はこれまで、二国間ならびに多国間の枠組みを通じて様々な気候変動対策支援を実施し、途上国によるパリ協定の実施を支援してきた。

さらに、2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一時的な経済活動の停滞、さらにはその後の復興に当たって、環境や気候を重視した投資等を通じてパリ協定の目標達成に貢献する形で経済を復興するという「グリーン・リカバリー」を、関係国と協力しつつ実現に向け取り組んでいる。具体的には2021年4月の米国主催気候サミットに際して、菅総理大臣（当時）とバイデン米大統領との間で「野心、脱炭素化及びグリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」の立ち上げを発表し、その下で第三国、特にインド太平洋諸国における脱炭素社会への移行の加速化に関する協力の推進を確認した。さらに、2021年5月には、「日EUグリーンアライアンス」の立ち上げを発表し、その下で途上国の脱炭素移行支援の分野の協力の推進を確認した。このように、今後も、他の主要国とも連携しつつ途上国の脱炭素化支援を後押ししていく。

日本は2013年以降、数々の気候資金コミットメントを表明し、いずれも達成している。まず2013年11月に「攻めの地球温暖化外交戦略（ACE：Actions for Cool Earth）」を策定し、2013年～2015年の3年間に計1兆6,000億円（約160億ドル相当）の開発途上国支援を行うことを表明し、このコミットメントを約1年半で達成した。その後、2015年COP21にて表明した「美しい星への行動2.0」（ACE2.0）の下で、2020年に官民合わせて年間約1.3兆円の途上国における気候変動対策事業を実施することを表明し、2020年実績においてこのコミットメントを達成した。こうした実績を踏まえて2021年以降の新たな気候資金コミットメントとして、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、菅総理（当時）が2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円規模の気候変動分野の途上国支援を実施することを表明した。さらに同年11月のCOP26では、その際、先進国全体での1,000億ドル気候資金目標の不足分を率先して補うべく、岸田総理大臣が、G7サミットで表明した6.5兆円のコミットメントに加えて、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援の用意があることを表明した。さらに、これらの資金コミットメントの一環として、COP26に際して、適応分野の支援を倍増し、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて約1.6兆円規模の適応支援を実施することを表明した。この適応支援倍増の表明はCOP26でのグラスゴー気候合意の一部として採択された、途上国に対する2025年時点での先進国全体の適応支援の倍増というコミットメントを先取りする形となった。

今後、日本は主要先進国として、表明済み資金コミットメントを着実に実施し、途上国の気候変動対策を力強く支援していく。

日本が2019年から2020年の2年間で行った気候変動分野の途上国支援は、約245億ドル（そのうち公的資金は約207億ドル、民間資金は約38億ドル）に達した。

また、世界最大の多国間気候基金である緑の気候基金（GCF）については、日本は、初期拠出（事業期間：2015年から2018年）での15億米ドルに加え、第一次増資（同：2020年から2023年）においても最大15億ドル拠出を表明している。日本は、主要ドナーとして、GCF理事会において理事及び理事代理の席を有し、GCFの運営に積極的に貢献している。日本の機関としては、国際協力機構（JICA）及び三菱UFJ銀行（MUFG）、三井住友銀行（SMBC）がGCFの認証機関として承認されている。これまでにJICAによる2件（東ティモールにおける強じん性強化・森林保全支援及びモルディブにおける海岸保全支援）とMUFGによる2件（チリにおける太陽光・揚水水力発電及びサブサハラ・南米7か国における持続可能な民間森林事業支援）が採択されており、GCFを通じて途上国の気候変動対策に貢献している。

6.3 非附属書I国への資金・技術・能力開発支援の把握のための国家的アプローチ

気候変動分野における日本の支援としては、①無償資金協力、②有償資金協力、③技術協力、④国際機関への拠出金、⑤OOF及び⑥民間資金等様々な形で展開している。①、②及び③は、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省等関係省庁並びに国際協力機構（JICA）が実施主体である。④は、地球環境ファシリティ（GEF）、緑の気候基金（GCF）や世界銀行、国連開発計画（UNDP）等の環境関連基金や開発機関に対する拠出金であり、各機関が実施主体となっている。⑤は主に関係省庁及び国際協力銀行（JBIC）が実施主体であり、⑥はJBICの協調融資や日本貿易保険（NEXI）による貿易保険の付保等によって動員された民間資金である。

以上の機関から、各機関が行う途上国支援の情報を外務省において収集し、取りまとめて、日本の気候変動分野における資金・技術移転・能力開発支援に関する統合した情報を作成している。

支援情報の収集にあたって、日本は、OECD・DACリオマーカー⁷⁷に基づいて、緩和、適応、分野横断といった気候変動対策に資すると評価される案件を集計している。二国間・地域間・その他のチャネルを通じた支援における気候変動特定の考え方については、2019年実績では、OECD・DACリオマーカーを付した案件について案件総額の100%をカウントした。2020年実績以降、日本は途上国における気候変動対策支援をより積極的に推進するため、開発プロジェクトの中でも気候変動対策に資する案件を積極的に実施するとともに、その気候変動特定の割合にしたがって、適切な係数を適用するという係数掛け方式を導入した。係数に関しては、OECD・DACリオマーカーに照らして、気候変動対策が主目的の案件については案件総額の100%を、副次的目的の案件については案件総額の50%をカウントしている。多国間チャネルを通じた支援については、OECD・DACが算出した2019-2020年平均の帰属割合に基づき、多国間気候基金、多国間開発金融機関、気候変動関連国際機関への日本の貢献のうち気候変動特定の割合をカウントしている。なお、本報告書において報告する途上国支援の案件は、国連気候変動枠組条約の非附属書I国を対象としたものである。

日本が本報告書で報告する気候資金は、2019年及び2020年に新たにコミットまたは拠出された「新規かつ追加的な」支援である。日本は、新規かつ追加的な気候資金を、新たにコミット又は拠出する、途上国の気候変動対策に資する資金として位置づけている。この目的のため、日本は、毎年国会の承認を得て新しい資金を得るようにしており、報告した気候資金は、以前の隔年報告書で報告した案件を含めていない。また、「誓約済み」として報告されているものは、国会又は閣議決定によって承認を受けている、または国際約束による誓約が行われているが、報告期間中に実際にはまだ支払いが完了していないものを指し、「支払済み」として報告されているものは、誓約済みの案件のうち実際に受取国に対して支払いが行われたものを指す。

⁷⁷ OECD・DAC リオマーカーハンドブック

https://www.oecd.org/dac/environment-development/Revised%20climate%20marker%20handbook_FINAL.pdf

6.4 資金

6.4.1 途上国のニーズ及び優先事項に効果的に対処するための方策

2019年及び2020年において、我が国は約150か国に対してプロジェクトを実施している。様々な途上国において我が国の大使館及びJICA事務所が駐在しており、相手国の要望とニーズを踏まえて協議しつつ、様々な国際機関等と連携しプロジェクト形成を進めている。無償資金協力や有償資金協力、技術協力等、当地の経済状況及びプロジェクト内容にあわせて出資形態を勘案し、支援を行っている。

特に日本は、気候変動の影響に脆弱とされる島嶼国の適応支援にも力をいれており、2019年及び2020年の間に、120百万ドル以上の支援を実施した。

6.4.2 公的資金支援

■ 概要

2019年及び2020年の間に実施済みの公的資金支援約245億ドルの概要は以下の通り。

2019年における公的資金支援の合計額は約1兆1,549億円（約106億ドル）であり、多国間チャネルを通じた支援が約1,032億円（約9.5億ドル）、二国間・地域間チャネルを通じた支援が約1兆517億円（約96億ドル）となっている。

また、2020年における公的資金支援の合計額は約1兆914億円（約102億ドル）であり、多国間チャネルを通じた支援が約998億円（約9.3億ドル）、二国間・地域間チャネルを通じた支援が約9,916億円（約93億ドル）となっている。

なお、我が国の途上国支援においては、効果的に公的資金が使われる仕組みづくりと同時に、公的資金が民間資金の呼び水となる仕組みづくりも非常に重要な要素となっている。省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入あるいは送電線の整備等インフラに係る大規模な案件を実施するためには大規模な投資が不可欠であり、民間資金の活用が重要である（2019年及び2020年の実績として38億ドル以上の民間資金を動員）。また、研修等を通じ、GCFやGEF等の資金アクセス向上のための能力開発を支援する。

通貨換算方法については、OECDの為替レートに基づき、2019年は109.01円/米ドル、2020年は106.775円/米ドルとしている。

表 6-1 公的資金支援の提供: 概要 (2019年) (CTF Table 7)

チャネルの種類	年									
	日本円					米ドル				
	コア/ 全般	気候変動特定				コア/ 全般	気候変動特定			
緩和		適応	分野横断	その他	緩和		適応	分野横断	その他	
多国間チャネルを通じた合計貢献額:	252,788.49	442.49	0.00	102,802.42	0.00	2,318.95	4.06	0.00	943.05	0.00
多国間気候変動基金	23,676.67	0.00	0.00	38,083.60	0.00	217.20	0.00	0.00	349.36	0.00
その他の多国間気候変動基金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
地域の開発銀行を含む、多国間金融機関	212,123.95	0.00	0.00	61,648.11	0.00	1,945.91	0.00	0.00	565.53	0.00
専門国連機関	16,987.88	442.49	NE	3,070.70	0.00	155.84	4.06	NE	28.17	0.00
二国間、地域間及びその他のチャネルを通じた合計貢献額		957,543.31	90,657.82	3,452.02	0.00		8,784.00	831.65	31.67	0.00
合計	252,788.49	957,985.80	90,657.82	106,254.44	0.00	2,318.95	8,788.05	831.65	974.72	0.00

注

日本円の単位: 百万円、米ドルの単位: 百万ドル

為替レート: 2019年 109.010円/米ドル。

表 6-2 公的資金支援の提供: 概要 (2020年) (CTF Table 7)

チャネルの種類	年									
	日本円					米ドル				
	コア/ 全般	気候変動特定				コア/ 全般	気候変動特定			
緩和		適応	分野横断	その他	緩和		適応	分野横断	その他	
多国間チャネルを通じた合計貢献額:	111,146.11	759.24	0.00	99,042.02	0.00	1,040.94	7.11	0.00	927.58	0.00
多国間気候変動基金	23,676.67	0.00	0.00	79,355.23	0.00	221.74	0.00	0.00	743.20	0.00
その他の多国間気候変動基金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
地域の開発銀行を含む、多国間金融機関	76,839.32	320.33	0.00	18,778.55	0.00	719.64	3.00	0.00	175.87	0.00
専門国連機関	10,630.12	438.91	NE	908.24	0.00	99.56	4.11	NE	8.51	0.00
二国間、地域間及びその他のチャネルを通じた合計貢献額		412,712.03	536,198.30	42,653.72	0.00		3,865.71	5,022.35	399.52	0.00
合計	111,146.11	413,471.27	536,198.30	141,695.73	0.00	1,040.94	3,872.82	5,022.35	1,327.10	0.00

注

日本円の単位: 百万円、米ドルの単位: 百万ドル

為替レート: 2020年 106.775円/米ドル。

■ チャネル別支援

(1) 多国間チャネル

2019年における多国間チャネルを通じた公的資金支援は約1,032億円（約9.5億ドル）であり、その内訳は、多国間気候変動基金への支援が約381億円（約3.5億ドル）、多国間金融機関への支援が約616億円（約5.7億ドル）、専門国連機関への支援が約35億円（約0.3億ドル）となっている。

また、2020年における多国間チャネルを通じた公的資金支援は約998億円（約9.3億ドル）であり、その内訳は、多国間気候変動基金への支援が約794億円（約7.4億ドル）、多国間金融機関への支援が約191億円（約1.8億ドル）、専門国連機関への支援が約13億円（約0.1億ドル）となっている。

【国際機関との連携の例】

- 地球環境ファシリティ（GEF）への拠出【適応・緩和】

途上国による地球環境の保全・改善への取組みを支援するための多国間資金メカニズムであるGEFに対して拠出した。

- 緑の気候基金（GCF）への拠出【適応・緩和】

途上国における温室効果ガス削減と気候変動への適応を支援する基金に対して拠出を行った。

- 世界銀行市場メカニズム実施パートナーシップ・ファシリティ多国間信託基金【緩和】

日本は、世界銀行の市場メカニズム実施パートナーシップ（Partnership for Market Implementation: PMI）を通じて、二国間クレジット制度（JCM）の経験を活用しながら、新興国及び開発途上国におけるカーボンプライシングに関する政策手段（排出量取引制度、炭素税、パリ協定第6条含むクレジット制度）の開発を支援することにより、各国の脱炭素化の取組に貢献している。

- UNDPとの連携【適応】

UNDPパートナーシップ基金を活用して、アジア太平洋の23カ国373の学校にて、津波リスク分析、緊急対応、避難計画策定、そして、避難防災教育と避難訓練の実施を支援している。

- UNEPとの連携【緩和】

フロン、メタン等の短寿命気候汚染物質（SLCPs）の削減を目的としてUNEPの下で立ち上げられた国際パートナーシップであるSLCPs削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short-lived Climate Pollutants : CCAC）の活動を支援するため、CCACが設ける基金に対して拠出した。

（2）二国間・地域間チャネル

2019年における二国間・地域間チャネルを通じた公的資金支援は約1兆517億円（約96億ドル）であり、その内訳は、緩和分野への支援が約9,575億円（約88億ドル）、適応分野への支援が約907億円（約8.3億ドル）、分野横断的な支援が約35億円（約0.3億ドル）となっている。

また、2020年における二国間・地域間チャネルを通じた公的資金支援は約9,916億円（約93億ドル）であり、その内訳は、緩和分野への支援が約4,127億円（約39億ドル）、適応分野への支援が約5,362億円（約50億ドル）、分野横断的な支援が約427億円（約4億ドル）となっている。

表 6-5 公的資金支援の提供: 二国間・地域間チャンネルを通じた貢献

	日本円 (百万円)				米ドル (百万ドル)			
	合計	分野別内訳			合計	分野別内訳		
		緩和	適応	分野横断		緩和	適応	分野横断
2019年	1,051,653	957,543	90,658	3,452	9,647	8,784	832	32
2020年	991,564	412,712	536,198	42,654	9,288	3,866	5,022	400

日本円の単位：百万円、米ドルの単位：百万ドル

為替レート：2019年 109.010円/米ドル。2020年 106.775円/米ドル。

なお、ドル建て合計額は、丸め誤差のため、円建て合計額を上記の為替レートで換算した値とは合わない場合がある。

【二国間無償資金協力の例】

● 防災対策【適応】

災害発生時の支援だけでなく、防災・減災に寄与する施設・機材の供与、供与後の維持管理等に必要なソフト支援を行っている。例えば、大雨による洪水や鉄砲水、地滑り等が発生しているパキスタンにおいて、自然災害の危険の予測と予警報を更に迅速に適時・適所へ配信するため、気象レーダーの観測範囲外の地域において、新規気象レーダーを設置し、洪水や土石流等の自然災害による被害の軽減及び人間の安全保障の確保と社会基盤の改善を図っている。

● 給水対策【適応】

気候変動の影響に伴い干ばつに苦しんでいる地域において、給水施設の整備・改修を行っている。例えば、モザンビークでは干ばつや洪水などの影響を比較的受けにくい深井戸を水源とする給水施設を建設し、住民の安全な水へのアクセスの向上に寄与している。

また、マーシャルでは降雨パターンの極端な変動、水需要の増加、貯水池からの漏水などの対策として、浄水場の貯水池の新設及び付属する導水管路、護岸の整備を行うことにより、気候変動の影響等による干ばつ発生時の飲料水・生活水の確保及び将来の需要増への対応に寄与している。

● 農業支援【適応】

気候パターンの変化に対応した農業の推進を行っている。例えば、ニジェールにおいて降雨量に影響を受けない灌漑稲作農業の推進により、食料安全保障の取組を支援するとともに、同国の気候変動に対する強靱性強化に寄与した。

【二国間有償資金協力の例】

● 省エネルギーの推進【緩和】

省エネルギーの促進により経済発展に伴うエネルギー消費量の増加を抑制することで、気候変動への影響緩和を図り、持続的発展の実現に貢献する。

例えば、バングラデシュにおいては、ツーステップローンによる譲許的融資などを通じて省エネルギー機材の導入を促進することにより、エネルギー利用効率の向上を図り、エネルギー需給の安定及び温室効果ガスの削減に寄与する支援を行っている。

● 送電設備の整備等を通じた、エネルギーアクセスの向上【緩和】

送配電網の整備を行うことで、地方電化や送電効率の改善を促進し温室効果ガスの排出削減に貢献する。例えばエジプトでは、電力セクターの課題に対する改革を支援し、電力セクターの財務持続性強化・ガバナンス改革の推進とグリーン成長に向けた再生可能エネルギー及びエネルギー効率化の推進を支援。

● 気候変動対策プログラム・ローン【緩和・適応】

日本のODAローンはJICAによって行われており、その特徴的なプログラムの一つが気候変動対策プログラム・ローンである。これは政策対話に基づき複数年で行われる途上国の気候変動政策（ポリシーマトリックスと呼ばれるもの）の作成を援助し、その政策の実行を援助するものである。このプロセスにおいて、日本は円借款、技術協力のような様々なODAのスキームを柔軟に活用していく。日本はポリシーマトリックスの実施状況をモニタリング・評価したうえで、ローンの供与可否について検討していく。また、インドネシアでは、「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」を数度にわたり、自然災害が頻発するインドネシアの防災分野の政策・制度改善を後押しし、気候変動の影響を受ける洪水を含め、事前防災投資を促すためにAFDと協調融資を実施。

【二国間での技術協力の例】

● 防災対策【適応】

災害リスクの削減に向けた行政能力強化や対策の促進など、気候変動関連のイニシアティブの他、2015年に国連にて採択された「仙台防災枠組み2015-2030」、及び日本政府の仙台防災協カイニシアティブに沿って途上国への協力を行っている。フィリピン、チリ等に対する災害対策に向けた行政能力強化の支援を行うとともに、スリランカでの排水対策計画の策定や、インドネシアやフィリピンでは、気候変動も考慮した洪水リスクに対するマスタープラン策定や具体的な治水対策に関するプロジェクト・調査を実施中であり、今後も、ベトナム、フィリピン、東ティモール、ホンジュラス、モザンビークでも気候変動を考慮した治水マスタープラン策定に関する事業を着手していく等、具体的な災害対策に向けた支援を行っている。また、フィリピン、ベトナム、ブータン、モーリシャス等での気象災害モニタリング能力向上といった災害対応に向けた支援を行っている。

● 農業支援【適応】

農業に欠かせない灌漑の技術について、技術移転を実施している。例えば、東ティモール、インド、スーダン、ザンビアなど世界10カ国以上で、参加型灌漑開発等の灌漑・水管理分野の技術協力を実施している。また、ケニア、セネガル等アフリカ10カ国以上では、稲作の収量増加に向けた灌漑稲作の技術の開発・普及を支援している。加えて、農家が気候変動に適応して農業生産活動が展開できるように、インドネシア、エチオピアでは農業保険に関する協力を実施している。

● 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入【緩和】

我が国の省エネ・再エネのノウハウを活用して途上国の低（脱）炭素化を推進している。例えば、中南米やアジア等からの研修員に対する省エネ政策・技術についての講義・視察、サブサハラ・アフリカ地域等からの研修員に対する水力発電設備の設計・施工、ダム制御における最

適運用等の講義や水力発電施設の視察等を実施している。また、マレーシアにおいては、海洋エネルギーを利用した海洋温度差発電（OTEC）を提案。マレーシア工科大学と共同研究を行うことで、新しい「ハイブリッド方式」のOTEC技術の開発並びに海洋深層水の複合活用方法の構築と人材育成を行うことにより、持続的な運用が可能なマレーシアモデルを確立するための支援を行っている。

● REDD+⁷⁸の取組推進【緩和・適応】

森林保全に貢献しうる政策強化と技術を途上国に普及する取組を進め、特にREDD+の推進のため、世界8カ国で技術協力プロジェクトを実施。さらに、REDD+の国際的な枠組みを踏まえて、政策立案・同実施を担う人材を育成する行政機関幹部向け研修を9カ国対象に実施した。また、違法伐採対策を含む熱帯林監視のためのJICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）を活用した熱帯林保全のために必要な知識や技術習得のための研修を12カ国対象に、森林資源の動態把握のための基礎的GIS技術の習得のための「技術習得」研修も6カ国を対象に実施。加えて、森林減少・劣化に由来する温室効果ガス削減のために、外部資金活用や民間との連携による長期的な資金コミットメントが必要との認識に立ち、GCF資金の獲得を目指し、JICAを通じて、成果払いの申請（ラオス・ベトナム）の準備を行った。

■ 分野別の支援

(1) 緩和 127億ドル

温室効果ガス排出抑制に資するため、太陽光、バイオマス燃料、地熱など再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギー設備の導入、効率的な交通インフラ普及等に関して支援を実施。

(例)

- 電源構成転換促進事業（エクアドル：7,000万ドル）
- 省エネルギー推進融資事業（バングラデシュ：1.8億ドル）
- 南北通勤鉄道延伸事業（第一期）（フィリピン：15.3億ドル）

(2) 適応 58億ドル

気候変動に伴う自然災害等への対処能力を強化し、洪水や旱魃等の被害対策及びその予防対策等に必要な機材や設備を供与する。

(例)

- パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズⅣ）（フィリピン：3.5億ドル）
- 中部スラウェシインフラ復興セクターローン（インドネシア：2.6億ドル）
- マジュロ環礁における貯水池整備計画（マーシャル：1,600万ドル）
- 経済社会開発計画（早期警戒システムの提供）（フィジー：800万ドル）
- 気候及び災害リスクに対する児童の強靱性向上計画（UNICEF連携）（キルギス：400万ド

⁷⁸ Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries: 途上国における森林減少・劣化に由来する排出抑制、森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の強化。

ル)

(3) 緩和・適応 21.4億ドル

途上国の気候変動問題への取組（緩和・適応の双方）を支援するための、複合的支援を実施。

(4) 森林 275百万ドル

持続可能な森林利用及び保全のため、必要な機材を供与し森林資源現況の把握及び森林管理計画の策定、植林等の支援を実施。

(例)

- 国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト（コンゴ民主共和国：323万ドル）
- 持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト（ラオス：181万ドル）
- 気候変動対策のためのPNG森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト（パプアニューギニア：103万ドル）
- 森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト（ペルー：186万ドル）
- 持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）能力向上プロジェクト（北マケドニア：247万ドル）

(5) 対応措置

日本はエネルギーマスタープランの策定支援や地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）等を通じて途上国におけるエネルギー移行を支援している。例えばスリランカでは日本のODAにより策定されたマスタープラン（再生可能エネルギー利用の促進）の実施能力の向上、バングラデシュではマスタープランに基づき有償資金協力（省エネルギー）を実施している。SATREPSではアジアで、バイオマスに関する科学技術協力を行っている。

6.4.3 民間資金動員

日本は、気候変動対策をより一層推進するために、公的資金を呼び水に民間投資をレバレッジする仕組みづくりを進めている。民間資金を活用する例として、JBICを活用した民間部門との協調融資とNEXIによる貿易保険の利用がある。こうしたツールを利用して、2019年及び2020年に38億ドル以上の民間資金を動員しており、気候変動対策に貢献している。

■ 民間部門との協調融資等、その他公的資金（OOF）の例

2010年、JBICはGREENと呼ばれる地球環境保全業務を開始し、再生可能エネルギー事業やエネルギー効率化事業等の高い地球環境保全効果を有する案件に対して、民間資金の動員を図りつつ、融資・保証及び出資を通じた支援を実施。2020年にはさらに「成長投資ファシリティ（Growth Investment Facility）」を創設し、支援対象の拡大など、気候変動対策を含む地球環境保全に資する案件への支援を強化した。

<例>

- 地球環境保全業務の下でのベトナム外商銀行向けクレジットライン（再生可能エネルギー

事業向け／JBIC融資分：100百万米ドル)

- 地球環境保全業務の下でのアンデス開発公社向けクレジットライン(環境関連事業／JBIC 融資分：100百万米ドル)
- 地球環境保全業務の下でのメキシコ外国貿易銀行向けクレジットライン(環境関連事業／JBIC 融資分：110百万米ドル)

また、NEXIは、2019年7月に「環境イノベーション保険」を創設し、再生可能エネルギー、省エネルギー、環境関連新技術等を活用した、環境保全・気候変動対策分野のプロジェクト向けに貿易保険の付保率を引き上げることによって、民間部門の取組への支援を強化することとした。さらに2020年12月には、カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成に貢献する案件に対して、先導性要素を認定した上で、積極的な保険の適用を行う、「LEADイニシアティブ」を創設した。

6.5 技術開発及び移転

日本は、2013年11月に公表した「攻めの地球温暖化外交戦略(ACE : Actions for Cool Earth)」に基づき環境エネルギー技術の開発(イノベーション)及び国際的な普及(アプリケーション)の先頭に立ち、世界全体での気候変動問題の解決に向けて貢献していく。

6.5.1 脱炭素技術のイノベーションと普及促進

カーボンニュートラルを目指す上で成長が期待される分野について、①年限を明確化した目標、②研究開発・実証、③規制改革や標準化などの制度整備、④国際連携などを盛り込んだ「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、その重点分野のうち、特に政策効果が大きく、社会実装までを見据えて長期間の継続支援が必要な領域においては、新たに造成したグリーンイノベーション基金を活用し、具体的な目標とその達成に向けた取組へのコミットメントを示す企業等に対して、革新的技術の研究開発から社会実装まで一貫した支援を実施する。

また、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進するための国際的なプラットフォームとなることを目的とする「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」を通じ、イノベーション創出に向けた議論を深化させる。さらに、優れた低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築するためのイノベーションを創出するための実証事業を推進していくとともに、日本の産業界が主導する途上国への企業ミッション派遣を通じたシーズとニーズの合致によるコ・イノベーション案件を創出することによって、両国の民間企業及び自治体の連携を加速させる。また、途上国への革新技術の普及や効果等を共有することにより、更なるイノベーションを促進する。

技術普及については、22か国とパートナーシップを構築し、200件以上のプロジェクト実績⁷⁹がある二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、官民が連携して優れた脱炭素技術の普及を促

⁷⁹ 2022年9月時点。

進している。また、環境インフラの一つの分野である廃棄物発電の導入と廃棄物管理に関する制度導入のパッケージ化による支援や、民間企業によるIoTを活用した既存インフラの効率化と運転・維持管理（O&M）を通じた排出削減とその効果の見える化の支援を実施していく。加えて、大規模プロジェクトの実施や低炭素技術の大量普及に向けてJICA、JBIC、NEXI等の公的ファイナンスとの連携を強化するとともに、GCFへのアクセス向上を図るための能力開発や案件形成に向けた実現可能性調査等を行う。この他、農業分野の温室効果ガスに関するグローバルリサーチアライアンス（GRA）の議長国として、低炭素型の灌漑技術の改良や途上国での普及促進を行う。その他、フロン類の排出抑制についても、我が国が主導するフルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ（IFL）の下、我が国の知見を踏まえた制度構築・能力向上支援を行い、途上国における取組の重要性に関する理解の促進を図る。

6.5.2 適応策の事業化

JICA、JBIC、NEXI等の国内の支援機関や国際開発金融機関等と連携し、民間資金の動員を含め資金の多様化を図りつつ、各国の優先分野やニーズを踏まえ、適応事業に対する支援を行う。

具体的には、気候変動への強靱性の強化に資するよう、灌漑、上水道、防災対策等の分野におけるインフラ整備や、持続可能な食糧安定供給に向けた耐乾性・短期栽培稲等の品種改良・普及、気候変動に脆弱な小規模農家を対象とした農業保険に係る支援、サンゴ礁・マングローブ林など地域の生態系を活用した海岸保全の適応等の支援を行う。加えて、特に、気候変動に脆弱な小島嶼開発途上国に対しては、防災の観点を中心に、気象観測・災害予警報機材等、必要となる機材供与と技術協力を組み合わせ、総合的な支援を実施する。

6.5.3 技術の普及による海外における削減

既存の低炭素及び脱炭素技術の世界への「応用“アプリケーション”」を図る観点から、日本の技術の普及を加速するとともに、技術による削減効果を検証し、温室効果ガスの更なる排出削減・吸収と新たな成長を同時に実現している。

■ Joint Crediting Mechanism (JCM)

我が国は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施している。

2013年1月に我が国とモンゴルとの間で、本制度を開始するための二国間文書に初めて署名して以降、これまでに22か国との間で制度を構築しており、200件以上の温室効果ガス排出削減プロジェクトを実施している。これらのプロジェクトによる累積の排出削減量は、約2,000万t-CO₂（2030年度までの試算）を見込んでいる。また、これまでに80件以上のプロジェクトがJCMプロジェクトとして登録されており、このうち48件からJCMクレジットが発行されている。さらに、プロジェクト登録の前段階として、MRV方法論（温室効果ガスの排出削減量の計算手法）が90件以上採択されている。今後も関係省庁及び関係機関と連携し、更なるプロジェクト形成のための支援等を実施していく。

■ 技術の国際普及に向けた基盤づくり

- 国際標準化、制度構築支援

これまで、鉄鋼の製造プロセスにおけるCO₂排出量の測定方法について、国際標準化に貢献。また途上国に対して、省エネ基準や、測定能力に関する制度構築を支援する。

- 日本の技術・ノウハウによる途上国の低炭素計画策定、適応能力強化支援

詳細は、6.5.1、6.5.2を参照。

- 衛星の活用

政府は、気候変動の取り組みに貢献するため、2009年に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星GOSATの後継機GOSAT-2を2018年10月に打ち上げた。国別、さらには大都市や大規模排出源単位の温室効果ガス排出量の推計精度を向上することで、世界各国がパリ協定に基づき報告する排出インベントリの検証及び排出削減政策の決定に衛星データを活用できるよう支援する。現在、GOSAT-2号機の後継機GOSAT-GWの開発を行っている。

■ その他の途上国支援

特に途上国においては農地の拡大や違法伐採などによる森林減少・劣化への対策が喫緊の課題となっていることから、我が国の知見を生かし、持続可能な森林経営を含めた途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）を積極的に支援するとともに、国連食糧農業機関（FAO）や国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関を通じ持続可能な森林経営や違法伐採対策等を支援し、途上国の森林保全に貢献する。

また、途上国の経済成長と環境保全を両立させるため、環境汚染対策と地球規模での対策が必要な温室効果ガスの排出削減を同時に実現するコベネフィット（共通便益）・アプローチを推進する。

6.5.4 技術開発及び移転支援の提供に関するプロジェクト

我が国における技術開発及び移転支援の提供に関するプロジェクトの詳細情報は、附属書I 第5回隔年報告書の第5章第2節 技術開発・移転を参照のこと。

また、環境に優しい技術の移転を促進するためのプロジェクトに関する成功事例として、我が国がフィリピン国で実施した「パラヤン地熱発電所における29MWバイナリー発電プロジェクト（JCM設備補助事業）」の概要を表 6-6に記載する。

表 6-6 環境に優しい技術の移転を促進するためのプロジェクトの説明

プロジェクト/プログラムの名称： パラヤン地熱発電所における 29MW バイナリー発電プロジェクト（JCM 設備補助事業）			
目的： 本プロジェクトは、既設のフラッシュ式地熱発電設備にバイナリー地熱発電設備を新規に導入し、温室効果ガス(GHG)排出量を削減することを目的としている。			
受領国： フィリピン	セクター： エネルギー	資金合計： 19 百万米ドル	実施年： 2020 年から
説明： 本事業は、ルソン島南部パラヤン地区の既設の 120MW フラッシュ式地熱発電所に、29MW のバイナリー地熱発電設備を新規に導入するものである。本事業は、有機ランキンサイクル（ORC）システムでフラッシュ式地熱発電設備の排熱水を有効活用することで発電を行い、発電会社として売電事業を行うものであり、化石燃料由来のグリッド電力を再生可能エネルギーで代替し GHG 排出量を削減する。			
プロジェクト/ 計画の成功へ導く要因：			
<ul style="list-style-type: none"> 電力需要が急増するフィリピンで再生可能エネルギーの導入が積極的に進められている中、地熱資源量が世界第四位であり、すでに地熱開発が進んでいる環境に着目し、追加掘削を必要とせず、随伴ガスの追加発生も伴わないバイナリー地熱発電事業で、それまで利用されていなかった排熱水を有効な資源とし、パートナー国ニーズに応え、発電事業者の収益性を増大させ、環境に優しい技術を提供したこと。 フィリピンの発電事業者に JCM 設備補助事業の取組を通じて気候変動対策を実行する環境意識を醸成したこと。 日本の JCM 代表事業者が、グループ企業との協働によって、納品先発電業者と信頼関係を築いたこと。 			
移転された技術： 有機ランキンサイクル（ORC）は既設発電所から直接還元井に戻されていた低エンタルピーの排熱水を有効活用することにより発電を行う。随伴ガスの追加発生はなく、また化石燃料の燃焼工程も存在しないため大気汚染等を起こさない。 導入するバイナリー発電装置は、低い沸点で気化する有機系材料を沸騰媒体として稼働させる ORC タービンを主機として構成されており、バイオマスや工場排熱、地熱など比較的低い温度の熱を活用することができる。			
温室効果ガス排出量/吸収量に関する影響（オプション）： 72,200tCO ₂ 年(平均)（JCM クレジット推計値）			

6.6 能力開発

6.6.1 能力開発支援の概要

2016年11月、パリ協定が早期発効し、世界はパリ協定の実施に向けて動き出している。パリ協定の2℃目標（1.5℃追求）を達成し、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させる脱炭素社会に向けては、世界全体での大幅削減が必要であるとともに、気候変動に対する脆弱性を低減し、強靱な社会を構築していくことが必要である。また、同時に、経済成長や雇用の増加、インフラの整備、水・食料・エネルギーのアクセス向上等、持続可能な開発目標（SDGs）を追求していくことが重要である。

このような世界への転換のためには、技術及び社会・経済システム等のイノベーションが必要不可欠であり、インフラニーズが顕在化している途上国においては、ロックイン効果を回避するためにも、まさに「今」、行動を起こしていくことが重要である。途上国における気候変動対策と持続可能な開発を進めるため、我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働し、イノベーションを起こしていく“Co-innovation (コ・イノベーション)”を推進し、世界全体の温室効果ガスの排出削減に貢献していく。我が国と途上国が連携してコ・イノベーションを創出していくために、民間企業や自治体を巻き込みつつ、各国のニーズと我が国の民間企業及び自治体が有する技術・ノウハウのシーズを擦り合わせてソリューションを見出す具体的なプロジェクトの形成を推進する。

さらに、それらのニーズとシーズの“見える化”によってさらなるコ・イノベーションの機会を創出していくために、2017年のCOP23において設立した、「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ (Partnership to Strengthen Transparency for co-Innovation: PaSTI)」を通じて、民間企業や政府関係者を対象とし、途上国における制度面での体制構築や能力開発等の基盤整備を進めている。

こうした取組に当たっては、国内の関係省庁、関係機関、企業、自治体等、幅広い主体が緊密に協力するとともに、国際機関やNDCパートナーシップ等国際的なイニシアティブとの連携を強化していく。

6.6.2 適応分野の能力開発支援

■ 科学的知見に基づく適応策の構築

適切な適応策を実施していくためには、科学的知見に基づくリスク評価を実施し、それを適応計画に反映していくことが重要であり、先進国・途上国双方における政策プロセスのイノベーションが必要である。このため、我が国は、産官学一体となってこれまでに得られた最先端の技術・ノウハウを集約し、これらを提供することによって、気候リスク情報の整備やリスク評価手法の確立、適応計画の策定を支援していく。

具体的には、二国間の協力により、気候変動の影響評価や適応計画策定の支援を行う。例えば、フィジー、サモア等の小島嶼開発途上国で実施してきたサイクロン由来の高潮・高波の長期的リスク評価に基づき、造礁サンゴ礁の有する防災機能に着目した「自然を基盤とした解決策」(NbS)の提案や、気候変動下での食糧安全保障への影響を地図化する (AMICAF) 体制の整備を推進していく。加えて、太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) との協力を通じた太平洋気候変動センターの設立や、タイの気候変動国際研修センター (CITC) の強化によって、気候変動分野の人材育成を推進していく。

また、アジア太平洋地域において気候変動リスクを踏まえた意思決定と実効性の高い気候変動適応を支援するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム (AP-PLAT) を活用し、気候変動リスクに関する科学的知見の充実、ステークホルダーの支援ツールの提供、気候変動影響評価や気候変動適応に関する能力強化等の取組を、地域内の各国や関係機関等との協働により推進する。

さらに、気候変動と安全保障の観点から、2017年9月に発表した「気候変動に伴うアジア・太平洋地域における自然災害の分析と脆弱性への影響を踏まえた外交政策の分析・立案」の報告書を様々な外交分野に活用していく。

こうした取組やこれによって得られた知見・教訓等について、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）、世界適応ネットワーク（GAN）、全球地球観測システム（GEOSS）アジア太平洋シンポジウム等の国際ネットワークを通じて広く共有し、各国とのさらなる連携に活用していく。

■ 非国家主体による適応行動の促進

各国の適応に関する多様なニーズに応え、地域の実情に合わせたきめ細やかな適応策を実施していくためには、民間企業や自治体の役割が大きい。

このため、防災インフラ技術、早期警戒技術、衛星によって推定された雨量データを活用した天候インデックス保険等、我が国の民間企業が有する先端的な技術・サービスと途上国のニーズのマッチングを行い、民間企業の参画を促し、適応ビジネスを推進していく。また、途上国の地方自治体の適応行動を促進するため、地方の研究者、自治体関係者、コミュニティを交え、影響評価や地方適応計画の策定を支援していく。

6.6.3 緩和分野の能力開発支援

■ NDCの策定・実施・進捗管理に係る能力向上

パリ協定においては、各国はNDCを作成・提出するとともに、NDCで掲げた削減目標を達成するために国内対策を遂行する義務がある。また、効果的な実施を促進するための強化された透明性枠組の下で、各国は対策の実施状況を把握し、報告することが求められている。このように、パリ協定の実施に向けて、途上国の体制整備や能力開発のニーズが増加している。

このため、各国が削減目標を達成するための具体的な計画の策定や対策の特定、計画の進捗評価等について、我が国の経験・ノウハウを活用し、JICA、国立環境研究所等と連携し、能力開発等の支援を行う。

具体的には、評価モデルの活用による精緻な排出削減シナリオの策定や削減に向けて必要な施策・対策技術の特定を行うことにより、NDCの提出・更新及び実施を支援する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）シリーズによる全球規模での継続的な観測やICTを活用したモニタリング手法の開発・普及等を通じ、2023年の第1回グローバルストックテイクに向けて各国の排出量削減取組の透明性担保と削減達成状況の把握に貢献していく。

■ 非国家主体の緩和行動の促進

都市レベル、企業レベルの行動を強化し、更なるイノベーションを創出するため、日本と途上国の都市間における協力及び途上国の都市間の取組の相互学習を推進するとともに、民間企業による途上国における低炭素技術投資を促進する。

具体的には、日本と途上国の都市における連携によって、日本の自治体の有する経験・ノウハウを活用して、都市レベルのGHG排出インベントリや脱炭素マスタープランの策定や制度構築の支援を実施する。日本の企業の気候変動分野での取組を後援する観点からは、例えば、日本企業によるパリ協定と整合した温室効果ガス削減目標であるScience Based Targets（SBT）の策定・排出削減計画策定の推進や、産業界による自主的な低炭素社会実行計画を通じたグローバルな排出削減への貢献活動を後押しすることにより、日本国内における排出削減に加えて、世界中に広がる日本企業のサプライチェーン全体の排出削減を推進する。また、気候変動対策に積極的な企業グループで

ある日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP) 等の企業連合同も連携し、民間主導の取組を後押ししていく。その他、官民連携による REDD+ (途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等) を推進する。

6.6.4 透明性分野の能力開発支援

■ コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ (PaSTI)

「6.6.1 能力開発支援の概要」において述べたとおり、2017年のCOP23において、我が国と途上国、国際機関が参画する「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ (Partnership to Strengthen Transparency for co-Innovation: PaSTI)」を設立した。PaSTI を通じて、削減目標達成に必要な制度の構築 (温室効果ガス排出量算定報告公表制度)、NDC パートナーシップ等との国際的なイニシアティブとの連携による能力開発や組織体制の整備等の支援を行い、途上国の企業・自治体における温暖化対策の機運を強化し、対策のインセンティブを付与していく。

具体的には、2018年に環境省及びインドネシア国家開発計画庁との間で署名された「民間セクターの透明性向上に関する意向書」に基づき、インドネシアでは民間企業による温室効果ガス排出に係る報告制度の統一プラットフォーム (One Gateway GHG Reporting System: OGREs) 構築に向けた検討等の支援を行った。2019年には日本国環境省とベトナム国天然資源環境省、及び、日本国環境省とフィリピン環境天然資源省との間で、透明性強化への協力に関するレターが交わされた。これらのレターに基づき、ベトナムではGHGの算定・報告・検証に関する取組の進捗状況の把握及び民間セクターの能力構築のためのワークショップ開催をした。フィリピンでは工業プロセス及び製品の使用セクター及び廃棄物セクターの国内温室効果ガス排出量報告制度構築を目的とした、能力構築のためのワークショップ開催等を支援した。また、ASEAN気候変動作業部会 (ASEAN Working Group for Climate Change: AWGCC) の支援の下、シンガポールをプロポーネントとし、2019年には日本ASEAN統合基金 (Japan ASEAN Integration Fund: JAIF) を利用したプロジェクトフェーズ1を実施した。プロジェクトフェーズ1ではASEAN地域の施設レベルの温室効果ガス測定・報告ガイドライン策定に向けたロードマップが作成され、フェーズ2ではガイドライン策定を進める。

■ アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ (WGIA)

アジア地域諸国の温室効果ガスインベントリの精度向上と、地域の協力関係の促進を目的として、2003年度より定期的に開催をしている、「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ (Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia (WGIA))」を引き続き支援する。

■ 透明性向上を目的とした相互学習等の実施

JCMパートナー国をはじめとした対象国における政府機関又は研究機関に対して、パリ協定の下で市場メカニズムを効果的に実施するための体制構築に資する取組を行っている。具体的には、パリ協定第6条の理解促進を目的としたワークショップ等への参加、また、第6条の活用を含む透明性確保に向けた各国担当官の理解促進を目的とした、6条の活用に関する報告及び

6条の活用の報告の実現に不可欠な13条の報告に関する相互学習を実施している。

6.6.5 能力開発支援の提供に関するプロジェクト

我が国が実施している能力開発支援の提供に関する詳細情報は、附属書I 第5回隔年報告書の第5章第3節 能力開発を参照のこと。

